平成２６年（フ）第１４８号
愛知県豊田市聖心町２丁目２番地６
債務者　西澤加奈江
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉1038番地10
プロスペールⅢ103号
債務者　天野　志織（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
佐賀市巨勢町大字高尾132番地　コーポ高尾101号
債務者　糸山　和美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
佐賀市富士町大字古湯749番地　古湯本村211
債務者　古川　隆義
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
佐賀市若宮２丁目４番４号　若葉アパートＡ101
債務者　大坪　龍貴
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
佐賀市若宮２丁目４番４号　若葉アパートＡ101
債務者　大坪　由貴（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
佐賀県神埼市神埼町鶴1368番地西岡アパート２－４
債務者　大久保楠雄
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
佐賀県伊万里市大坪町乙1265番地16
債務者　坂口眞由未
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第７９号
佐賀県伊万里市大坪町丙2051番地１
債務者　川原　真紀（旧姓山下・福田）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第９１号
秋田市広面字谷地田７番地７
債務者　嵯峨　峰子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１号
秋田市土崎港北５丁目３番33号　イーストハウスＦ
債務者　佐々木菜穂美
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５４号
千葉県柏市西原１丁目４番４号　牧野ビル301
債務者　保坂　貴之
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２５３号
千葉県柏市花野井1226番地　パールメゾン平川304号
債務者　大神田　優
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２６９号
千葉県松戸市中矢切558番地　斉藤マンション303号
債務者　石川クリスティーナこと　イシカワ　クリスティーナ　ダトゥ
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２７４号
千葉県流山市大字西深井840番地の４　パークハイツ３―101
債務者　小野　庸子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２０号
静岡県富士宮市矢立町184番地の１　ドムスツインベルⅢ201
債務者　田上富士子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３１号
滋賀県長浜市八幡東町258番地　Ｓ―ＡＲＫ５―103号室
債務者　吉田　尚子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係